（事業報告書の作成）

第十四条　［略］

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構の目的及び業務内容

二　国の政策における機構の位置付け及び役割

三　年度目標の概要

四　機構の長の理念並びに運営上の方針及び戦略

五　事業計画の概要

六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の機構の長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　機構に関する基礎的な情報

［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　第十三条及び第十四条の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

（事業報告書の作成）

第十四条　［同上］

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　機構に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。